		港湾環境整備事業費	助港湾環境整備事業費補	1の表に掲げるものを除く。	
		港湾事業費	体後等進地補域助特率例差額法適用団		
	勘港定湾	港湾事業費	港湾改修費補助	1の表に掲げるものを除く。	
		北海道港湾事業費			
		離島港湾事業費			
		沖縄港湾事業費			
		発北事業推進費			
		業北推進費			
		港湾環境整備事業費	助港湾環境整備事業費補		
		業北推進費	港湾改修費補助		
		発北事業推進費			
		沖縄港湾環境整備事業費			
		離島港湾環境整備事業費			
		業北海道港湾環境整備事業費			
		港湾環境整備事業費	業廃棄物処理施設整備事費補助		
		業北推進費	助地域連携推進事業費補		
		発北事業推進費	業交通安全施設等整備事費補助		
		沖縄港湾事業費	助交通連携推進事業費補		
		離島港湾事業費	業安全市街地整備道路事費補助		
		北海道港湾事業費	助沿道環境改善事業費補		
		港湾事業費	助無電柱化推進事業費補		
		業北推進費	助地域連携推進事業費補		
		発北事業推進費	業交通安全施設等整備事費補助		
		沖縄港湾事業費	助交通連携推進事業費補		
		離島港湾事業費	業安全市街地整備道路事費補助		
		北海道港湾事業費	助沿道環境改善事業費補		
		港湾事業費	助無電柱化推進事業費補		
		業道路更新防災等対策事費補助	交通円滑化事業費補助		
		進興沖縄策定開発特別推振	進興沖縄策定開発特別推振		

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十三年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十二年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

公　告

諮　事　項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社M＆H　Asset Management
２．住所　東京都港区南青山３―11―10石宏ビルＢ１階
３．代表者の氏名　代表取締役　太田　裕土
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第634号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年11月16日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年５月16日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ＧＣＳＡＭ
２．住所　東京都中央区日本橋室町４―３―12
３．代表者の氏名　代表取締役社長　吉野　勇治
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第741号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年11月16日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年５月16日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ジョージタウンパートナーズアセットマネジメント株式会社
２．住所　東京都中央区日本橋久松町４番７号久松町ロータリービル６Ｆ
３．代表者の氏名　代表取締役　石原むつみ
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第792号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年11月16日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年５月16日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ＨＩＫＡＲＩプライベート・エクイティ
２．住所　東京都豊島区南池袋三丁目13番５号
３．代表者の氏名　代表取締役　中山　真哉
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第984号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年11月16日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年５月16日

関東財務局長　森川　卓也